

議員提出議案第10号

町村税財源の充実確保を求める意見書

このことについて、下記のとおり、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、衆議院議長、参議院議長に意見書を提出する。

平成18年12月13日

提出者 三朝町議会議員 山田道治
賛成者 三朝町議会議員 福田茂樹
賛成者 三朝町議会議員 香川和久
賛成者 三朝町議会議員 知久馬二三子
賛成者 三朝町議会議員 平井満博
賛成者 三朝町議会議員 遠藤勝太郎
賛成者 三朝町議会議員 杉原憲靖

平成18年12月13日 原案可決

三朝町議会議長 牧田武文

町村税財源の充実確保を求める意見書

鳥取県内の町村にあっては、その多くが中山間地域に在り、都市部に比べ地理的・経済的条件など大きなハンディキャップを背負っている。

こうした中、各町村とも、地域住民の福祉の向上を目指し、限られた財源のなかで、より効率的な行政の遂行に努めているところである。

現在、国全体としての行財政改革が強力に推進されているが、すでに町村では骨身を削る歳出削減を実行しており、国の財政再建のもと、更なる地方交付税の縮減が行われるならば、地域の独自性を発揮する行政が極めて難しく、このままでは町村自治の崩壊は、目前である。

このように血のにじむ努力を続けている町村の財政事情を考慮し、地方財政制度の見直しに当たっては、特に下記事項の実現を図るよう、強く要望する。

意見書の提出に関する条例の施行期日

1、町村の安定的な財政運営に必要となる地方税・地方交付税等の一般財源の総額を確保すること。

2、町村が人口に比べて広い面積を有し、国土保全・水源涵養・食糧生産・地球温暖化防止等に重要な役割を果たしていることに鑑み、こうした町村の行政コストを基準財政需要額に的確に反映すること。

3、現在検討されている新型交付税については、人口割の配分が大きく面積割についても森林の財政需要が宅地に比べてかなり低く見積もりされているため、人口が少なく森林が多い過疎地域の町村にあっては交付税額の大幅な減少が見込まれるところから、配分比率を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成18年12月13日

鳥取県東伯郡三朝町議会